

長生郡市合併協議会会長 石井常雄様

平成 19 年 5 月 23 日
一宮パブリック・サービス・アカデミー
(一宮自治研究会)
代表 馬淵 昌也

長生郡市合併協議に関わる情報公開についての要望書

私ども、一宮パブリック・サービス・アカデミー（一宮自治研究会）は、平成 19 年 1 月より活動を開始し、4 月に正式発足した、一宮町民を中心とした有志による任意の団体です（現会員数 30 名）。今後の地方分権の進展を踏まえて、行政・議会と建設的パートナーシップを結び、よりよい町づくりのために政策の立案・施行・検証の全過程に協働者として参画することを目指しております。

当会では今回の長生郡市合併に関する協議について、今後の長生郡市全体の住民生活を大きく左右する極めて重大な事案として、常に大いなる関心を寄せ、その協議の進行・内容を注視させていただいております。

その中で、協議会本会議に先立ち、提案議案の作成や、協議会運営に必要な案件の調整等を行っておられる「協議会の要」ともいうべき「正副会長会議」の討議内容・議事進行の状況等を知ることが、正しく合併協議を理解する上で、不可欠であるとの認識に至りました。そして同時に、正副会長会議及び協議会本会議の下部組織である「幹事会」「専門部会」などについても、具体的な案件がどのような討議を通して決定されていくのか、住民として知っていなければいけないものと存じます。

協議会事務局の方に本会運営委員よりお電話にて確認させていただきましたところ（5 月 21 日）、「正副会長会議」では、細かい「議事録」は作成されておらず、会議の要点のみを記した「要点記録」というものがあり、これは住民にも公開してくださるとのことでした。

しかし、現在、合併協議会本会議におけるような詳細な「議事録」は作成されていないとのことです。合併協議会の組織図を拝見すると、「正副会長会議」は「協議会本会議」と同等の位置に属する会議とされています。よって、協議会本会議と同様に住民による傍聴、及び詳細な「議事録」の作成と住民に対する公開が必要であると考えます。

また、正副会長会議では会議運営についての規約等が無いと伺いました。全ての案件が全会一致で承認されているのであれば別ですが、そうでない場合、どのような議決を行っておられるのでしょうか。規約がない場合、その議決はどういった正当性にもとづき行なわれているのでしょうか。お教え願えれば幸いです。

更に、「幹事会」「専門部会」についても、「幹事会」は、総務・財政・企画担当部課長による、協議会に提案する事項について事前に協議・調整する場として位置付けられていますし、「専門部会」は、専門分野におけるすべての事項についての協議・調整を行なう場と

して位置づけられています。とすれば、実際の合併遂行において最も中心をなす各方面の具体的案件の基本的構想が練られる場であるわけですから、これについても当然のことながら、住民による傍聴、及び詳細な「議事録」の作成と住民に対する公開が必要であると考えます。

長生郡市の合併は、長生郡市内に居住する 16 万人の住民生活に直結する極めて大きな問題です。当会は、合併に賛成或いは反対の立場を前提に協議会に意見を呈するものではなく、今回の合併協議を正確に理解し、その上で、当該地域に住む住民として、これを正しく判断したいと考えております。

今回の合併においては、合併準備会段階で定められた基本的調整方針の冒頭にも、「この合併は、住民のための合併であることを改めて銘記する」と特筆大書してあります。であれば、あとう限りの情報を住民に開示することは、合併協議を進める上でまず確保されるべき大前提であると考えます。その点に鑑み、どうか、下記の要望事項をお聞き入れ頂きますようお願い申し上げます。

< 要望事項 >

- 1) 合併協議会正副会長会議の「議事録」の作成と公開、「会議資料」の公開。
- 2) 合併協議会正副会長会議の傍聴の許可。
- 3) 合併協議会幹事会の「議事録」の作成と公開、「会議資料」の公開と傍聴の許可。
- 4) 合併協議会専門部会の「議事録」の作成と公開、「会議資料」の公開と傍聴の許可。
- 5) 合併協議会正副会長会議について、①前回の合併協議の際は設置されなかったものが、どのような理由で今回設置されるのか、②議決が必要な際は、どのような議決方法が採られているのか、③規約が無い前提のもとで、議決方法にはどういった正当性があるのか、④今後、規約を作成する予定があるのか、の 4 点についての文書による回答。

上記の要望事項について速やかにご検討され、善処していただくことを要望いたします。要望の可否について、要望事項を受け入れていただけない場合は、一般住民でも理解可能な理由を明記していただけますようお願い申し上げます。ご多忙中とは存じますが、合併協議は 7 月には終了してしまいますので、ご回答は 5 月末日までに、下記連絡先まで、文書にてお願い致します。

以上

< 連絡先 >

〒299-4301 千葉県長生郡一宮町一宮 3 6 0 4 - 1
電話 0 4 7 5 - 4 2 - 4 2 1 1
一宮パブリック・サービス・アカデミー
(一宮自治研究会)
代表 馬淵 昌也